

各種手当一覧



手当の申請はお済みですか？
手続きをしていない場合は早めに申請しましょう。

児童手当 ・特例給付

中学校修了前のお子さんを養育している方に支給されます。

- 0歳～3歳未満 月額／15,000円(一律)
- 3歳～小学校修了前 月額／10,000円(第3子以降は15,000円)
- 中学生 月額／10,000円(一律)
- 所得制限額以上の方 月額／5,000円(一律)
(特例給付)

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによるひとり親家庭、父または母に一定の障害がある家庭、父母のいないお子さんを養育している家庭に手当が支給されます。

なお、お子さんが18歳に達して次の3月31日まで(お子さんが政令で定める障害があるときは20歳の誕生日まで)支給されます。

※所得制限があるほか、毎年支給額が変更となります。

特別児童 扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを養育している方に支給されます。

※所得制限があるほか、毎年支給額が変更となります。

ひとり親家庭等 児童養育手当

父もしくは母、または父母の双方がいない義務教育就学中のお子さんを養育している方に手当が支給されます。

- 父もしくは母、又は父母の双方が死亡したお子さん 月額／1人6,000円
- 父母の離婚、又は母が婚姻によらず出産したお子さん 月額／1人3,000円

※所得制限があります。

● 問い合わせ 子ども未来課 内線292



不妊治療費 助成事業

不妊治療を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。

対象者 夫婦の一方または双方が本市に住民登録をしていて、埼玉県不妊治療費助成事業の支給を受けている方

助成額 1年度あたり限度額10万円(通算で5年間受けることができます)

医療費の助成制度



制度の受給資格登録申請はお済みですか？
手続きをしていない場合には早めに申請しましょう。

子ども医療費 助成制度

18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子さんにかかる医療費(保険診療)の一部負担金及び入院時の食事療養標準負担額を助成します。

ひとり親家庭等 医療費助成制度

母子・父子家庭、養育者家庭、父または母に障害がある家庭の親と子(18歳に達して次の3月31日まで。なお、障害のあるおписさんは20歳未満)にかかる医療費(保険診療)の一部負担金を助成します。

また、この制度は所得制限があります。

重度心身障害者 医療費助成制度

65歳未満で、次の要件に該当する心身障害者となった場合、医療費(保険診療)の一部負担金を助成します。(食事療養標準負担額・生活療養標準負担額を除きます)また、この制度は所得制限があります。

対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)

窓口の無料化について

市内*の医療機関等で受診する際、一部負担金が一人当たり一医療機関につき21,000円/月未満の場合、窓口での支払いは不要です。

*子ども医療費助成制度では、熊谷市内の医療機関(接骨院等は除く)も同様です。ただし、ひとり親家庭等医療費助成制度において、市・県民税課税者の場合は自己負担金の支払い(外来1か月・一医療機関・一人当たり1,000円、入院1日1,200円)が必要となります。

健康保険組合などから給付金があるとき

健康保険組合などから高額療養費・附加給付金などが支給される場合、支給額を除いた分が助成対象となります。高額療養費・附加給付金などについての詳細は、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

●問い合わせ 保険年金課 内線226

早期 不妊検査費 助成事業

子どもを望む夫婦に対し、不妊検査に係る経済的負担軽減を図るため、検査費の一部を助成しています。

対象者 夫婦の一方または双方が本市に住居登録をしていて、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方
助成額 夫婦1組につき1回、2万円を上限

不妊症検査費 助成事業

流産・死産、あるいは早期新生児死亡の既往が2回以上あるまたは医師に不妊症と診断された方が不妊症検査を受けた際に係る検査費の一部を助成しています。

対象者 夫婦の一方または双方が本市に住居登録をしていて、検査開始時の妻の年齢が43歳未満の方
助成額 夫婦1組につき1回、2万円を上限

●問い合わせ 保健センター ☎553-0053

医療給付



未熟児養育医療給付

出生時の体重が2,000グラム以下、または出産直後に医師から入院養育が必要と認められた赤ちゃんの医療費が給付されます。ただし、指定医療機関となります。

※所得に応じた費用負担があります。

●保健センター ☎553-0053

小児慢性特定疾患医療給付

小児慢性特定疾患の基準を満たし、医療機関で治療を受けている18歳未満のお子さんに対して医療費が給付されます。

※所得に応じた費用負担があります。

●加須保健所 ☎0480-61-1216

自立支援医療(育成医療)

身体に障害がある、または現にある疾患に対する治療を行わないと、将来一定の障害を残すと認められる18歳未満のお子さんで、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を県が負担する制度です。

ただし、指定自立支援(育成)医療機関での治療に限られます。

●福祉課 内線265

自立支援医療(精神通院医療)

発達障害等精神疾患のあるお子さんで、継続通院が必要な場合に医療費の一部を軽減できる制度です。

●福祉課 内線265

ひとり親家庭への支援



※いずれも事前相談が必要です。事前相談をしないで申請された場合、原則として給付金は支給されません。

行田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子・父子家庭の母又は父が資格や技能を身に付けるための講座を受講した場合に支払った費用の一部を支給します。対象 医療事務・情報処理技術資格・簿記などの講座

行田市母子家庭等高等技能訓練促進給付金

母子・父子家庭の母または父が就職に必要な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。対象 看護師・保育士・介護福祉士など
※必ず4月中に申請をしてください。

行田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

母子・父子家庭の母または父及びその児童が高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講する場合、修了及び合格した時に支払った費用の一部を支給します。

●問い合わせ 子ども未来課 内線292

障害者手帳・手当等



1 妊娠・出産

身体障害者手帳

身体に一定の障害のある方(お子さん)が対象となり、1級から6級に区分されます。

療育手帳

知的障害のある方(お子さん)が対象となり、㊤、A、B、Cに区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患をお持ちの方で、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方(お子さん)が対象となり、1級から3級に区分されます。

障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害がある方に支給されます。

※施設入所中の方や障害を支給理由とする年金を受給している方は、受けられません。

※所得による支給制限があります。

- 対象者**
- ① 身体障害者手帳1級及び2級の一部の方、療育手帳㊤相当の方
 - ② 精神障害、血液疾患、肝臓疾患などで①と同程度の障害を有する方

2 健診・予防接種

3 支援・助成

心身障害者(児)福祉手当

心身障害者(児)の方に支給されます。

在宅の身体障害者手帳1、2級、療育手帳㊤、Aの方

支給額 月額9,000円

※国民年金法などに基づく障害を支給理由とする年金(障害年金)の受給者は月額6,500円

※市民税が課税されている方は対象外

身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳1級の方

支給額 月額5,000円

※市民税が課税されている方や障害児福祉手当を受けている方(一部の方を除く)は対象外

4 保育所・幼稚園

5 小学校・教育

●問い合わせ 福祉課 内線265

6 子育てに悩んだら

児童発達支援

心身の発育・発達に障害又は遅れがあると思われるお子さんに対して、様々な遊びや基本的な生活習慣指導などを行い、社会生活へ適応できるようサポートするサービスです。

● **対象児童** 市内在住の未就学児

- **場 所**
- 総合福祉会館内「おもちゃ図書館」 酒巻1737-1 ☎557-5400
 - 縁どうまめ 持田2258-7 ☎577-4927
 - ポコ・ア・ポコ 小見1400-4 ☎594-8006
 - にじいろ 忍1-11-1 ☎598-5252
 - 遊学館 門井町3-2-4 ☎579-5066
 - きんかぎんか 城西2-9-16 ☎556-0252

● **利用方法** 障害福祉サービス受給者証が必要になります。 ※受給者証の問い合わせ…福祉課 (内線265)